兵庫地方最低賃金審議会

第４回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和８年９月 16 日（水） 15 時 00 分～16 時 53 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	清田委員、三上委員
労働者委員	圓行委員、片山委員、田川委員
使用者委員	伊藤委員、金子委員、鈴木委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の審議について （２）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

ただ今から、第４回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開会します。

本日は、千田部会長が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。

では、この後の進行につきましては、本日は部会長が御欠席ですので、部会長代理の三上委員にお願いいたします。

○三上部会長代理

それでは、議題に入りたいと思います。

本日は、部会長が欠席されていますので、公益側の議事録確認については部会長代理の私が行うこととします。また、労使それぞれの担当者については、前回同様労働者側は圓行委員、使用者側は伊藤委員にお願いいたします。

それでは、議題（１）の「兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、前回に引き続き金額についての審議となります。

前回の労使それぞれの主張としましては、労働者側は 59 円引き上げの 1,247 円でした。冒頭、労働者側委員の主張としまして、輸送用機械器具製造業の特定最賃の現行 1,188 円は、年間 2,000 時間働いても年収 200 万円を少し超える基準であり、この産業の最賃近傍の労働者の生活維持や同産業の魅力向上においては、この特定最賃を継続的に引き上げることが必要となる。今年の春闘においては昨年に引き続き賃上げが実現しており、各社でも賃金改定が進められている。労使の懸命な努力により実現した賃上げの流れをこの産業に関わる全ての労働者へ波及させるためにも、連合の春闘回答結果の賃金上昇率 5.01％を参考に、引上げ額 59 円の時間額 1,247 円を提示するとの意見表明がありました。

一方、使用者側は１円引上げの 1,189 円でした。

使用者側委員の主張としましては、足下の経済状況では、消費者物価指数は２％台の伸びがあり、生活が厳しくなっていることは理解しているが、企業側の消費者物価というのは７％台となっており、企業にとっての環境はよくない。この企業消費者物価の上昇の中、更に賃金上昇ということを踏まえると企業は二重苦となる。

昨今の基幹労連を中心とした賃上げは、大企業がけん引しているもので、中小零細企業の経営にとっては非常に大きなインパクトを与えている。

賃上げにより産業の魅力向上をということは理解するものの、各企業が個々の経営状況に応じた努力をすることが必要と考える。

大幅な賃上げを出来る企業は限られていることから、改正額としては、プラス１円、時間額 1,189 円を提示するとの意見表明がありました。

以上のように、先日は審議の結果、労使双方にそれぞれ歩み寄っていただきましたが、依然として労使双方の提示金額に乖離があるということでした。

その後、公労会議、公使会議を行いましたが、結論は出ず、次回持ち越しとなり、本日を迎えています。

以上の内容でよろしいでしょうか。

○労使委員

はい。

○三上部会長代理

それでは、引き続き金額審議を進めていくことといたしますが、最初に労使それぞれでの打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

○三上部会長代理

では、10 分から 15 分程度でお願いします。

（労使それぞれ、別室で意見調整）

○三上部会長代理
それでは、審議を再開します。
では、申し出をいただいた労働者側委員から理由とともに金額提示をお願いできますか。

○圓行委員
それでは、労働者側主張を圓行から述べさせていただきます。
前回は連合春闘の賃金改定率、また最低賃金協定額への段階的到達などを考慮し、プラス 59 円の 1,247 円を提示させていただきました。
申出の最低賃金協定額を踏まえた金額提示は、申出の最低賃金協定額を超えた金額を設定できないことや、同業界での水準等を踏まえ、検討を行ってきました。
一方で、輸送業の取り巻く環境や、中小企業などの状況を鑑みると共に、公益側からの歩み寄りの要請を踏まえ、改めて労働者側からの金額を提示したいと思います。
具体的には、連合兵庫春闘結果にある 300 名未満の賃上げ率 4.81％と影響率 8.54％を踏まえ、プラス 57 円の 1,245 円を再提示させていただきます。
輸送用機械器具製造業は、日本の基幹産業として、今後も経済・産業をリードしていく立場にあり、特に重要な位置を占める造船業では、人材確保・定着と技能継承が極めて重要な課題です。造船業は、設計、溶接、組立、塗装、艤装、機械整備など、幅広い技能・技術を必要とし、一人前の技能者を育成するまでに長い期間を要します。
ぜひ、使用者側のより一層の御理解、御協力をお願いしたいと考えます。
以上です。

○三上部会長代理
ありがとうございました。
確認しますと、57 円引上げの 1,245 円ですね。
それでは、次に、使用者側委員からお願いします。

○鈴木委員
使用者側の考えを鈴木が述べさせていただきます。
前回は１円アップの 1,189 円を提示しておりましたが、昨今、生活に直結する消費者物価指数が上がってきており、この上昇率２％については理解しており前回の１円を 24 円にして時間額 1,212 円を提示させていただきます。

○三上部会長代理
ありがとうございました。
確認しますと、使用者側はプラス 24 円の 1,212 円ですね。

ただ今労使双方より、金額の再提示をしていただきました。
前回からの主張から更に御検討いただきまして、労働者側は、57 円引上げの 1,245 円、使用者側は、24 円引上げの 1,212 円という御主張でした。
労使双方の提示額をお聞きしましたが、その金額に依然開きがありますので、これから審議を続けていき、その金額の開きを詰めていきたいと思います。
ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○労使委員
はい。

○三上部会長代理
では、最初に公益側と申し出いただいた労働者側とでお話しをさせていただき、その後、使用者側とお話しさせていただきます。
別室へお願いします。

（別室にて公労協議、その後公使協議）

○三上部会長代理
審議を再開します。
ただ今まで公労、公使会談を何度か続けてまいりましたが、労使共お互いにこれ以上の歩み寄りは出来ないので、金額については、なお隔たりがありますが、労使それぞれの委員から公益委員に委ねたいという御提案をいただきました。
その御提案に基づきここで公益での案を示すことといたします。
では、公益委員案を示すということについては労使了解いただいたということとしてよろしいですか。

○労使委員
異議なし。

○三上部会長代理
では、公益として輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について、案を作成したいと思いますので、少々お待ちください。

（公益委員別室で公益案作成）

○三上部会長代理
お待たせしました。審議を再開します。

労使それぞれの委員から公益委員に委ねたいという御提案をいただき公益委員で検討してまいりました。

なお、確認ですが７月 13 日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は最低賃金審議会令第６条第５項を適用することを議決しています。

公益委員案を全会一致により議決していただけなかった場合には、答申を行うことは出来ませんので、改めて、10 月１日に予定している本審において審議、答申していただくことになります。

では、公益として輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について、公益案を提示させていただきたいと思います。

それでよろしいですね。

○労使委員

異議なし。

○三上部会長代理

本日労働者側は、57 円引上げの 1,245 円、使用者側は、24 円引上げの 1,212 円という御主張をいただきました。これ以上歩み寄れないということで公益委員案を提示します。

公益委員案を作成する上で加味することとしては、労働者側が主張されている最低賃金近傍で働く人達の生活をいかにして守るかという点、賃上げの流れを全ての労働者に波及させていくことの重要性については公益委員も深く認識しているところであります。

物価高騰も続いておりますので、生活水準を維持させていくことだけではなく、更に特定最賃の産業の魅力を高め人材確保に繋げていくための優位性の確保も必要であるということは理解出来るところであります。

一方で、中小企業の経営状態や業界全体、世界情勢も含めて厳しい環境に置かれていることも理解しております。中小企業の経営状態や支払い能力をしっかり把握した上で検討すべきであるという使用者側の御意見も理解出来るところです。

賃上げの流れは大事であるということについては、労使共御異議なかろうかと思います。

そのうえで各種のデータを加味しながら検討したところ、連合の全国春闘集計結果では直近１年間と比較し 5.01％の結果が出ております。

一方で商工会議所発表の中小企業の賃金改定に関する調査結果で賃金改定率は 4.29％という数字も出ています。

また、国が調査しております賃金改定状況調査の別表４の 3.4％もございます。中小企業の厳しさをこの数字からも読み取れます。

そのうえで、こういった春闘の結果や中小企業の経営状態、賃上げ状況のデータを加味して検討いたしました。

結論としては、地賃の上げ幅 56 円を１円下回ることになりますが 55 円引上げの時間額 1,243 円を公益案として提示したいと思います。

この 55 円という数字ですと、労働者側が提示しました 57 円と比べましても影響率は変わりがなかろうと思います。そのことも配慮した上で 55 円という金額を提示させていただきたいと思います

それでは、この公益委員見解について、確認をしたいと思います。

兵庫県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正については、

引上げ額 55 円の時間額 1,243 円、効力発生日　令和８年 12 月１日

以上としたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

○各委員

異議なし。

○三上部会長代理

ありがとうございます。

異議なしとのことで、出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により、その最低賃金を時間額 1,243 円、引上げ額 55 円と決議されたことを確認しました。

では、事務局において、この内容で報告文案、答申文案を作成してください。

○安積賃金室長

それでは、準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

（事務局、別室に移動し、報告書案、答申文案を作成、報告文案を各委員に配布）

○千田部会長

では、報告文案から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官

はい、報告文案を読み上げます。

令和８年９月 16 日

兵庫地方最低賃金審議会

会長　山口隆英　殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県輸送用機械器具製造業

最低賃金専門部会

部会長　千田直毅

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月 13 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員　清田美夏、千田直毅、三上喜美男
労働者代表委員　圓行弘幸、片山勇輝、田川恵介
使用者代表委員　伊藤敦、金子敏之、鈴木健朗

別紙

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域

兵庫県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（１）鉄道車両・同部分品製造業
（２）船舶製造・修理業，舶用機関製造業
（３）航空機・同附属品製造業
（４）産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
（５）その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)
（６）（１）から（５）までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
（７）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）から（５）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃、片付け又は賄いの業務
ロ　塗装におけるマスキングの業務
ハ　軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ニ　材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　1,243 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和８年 12 月１日

以上です。

○三上部会長代理

ただ今、読み上げていただいた報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○三上部会長代理

それでは、報告文案から案を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。

事務局は、答申の準備をお願いします。

（事務局、答申文案を各委員に配布）

○三上部会長代理

それでは事務局で、答申文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官

はい、答申文案を読み上げます。

令和８年９月 16 日

兵庫労働局長

金成真一　殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長　山口隆英

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月 13 日付け兵労発基 0713 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別　紙

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

以下につきましては、報告文別紙と同様ですので省略させていただきます。

○三上部会長代理
ただ今読み上げていただいた、答申文案の内容でよろしいでしょうか。

○各委員
はい。

○三上部会長代理
それでは、答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。
本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

（三上部会長代理から丸山労働基準部長に答申文を手交）

○丸山労働基準部長
ありがとうございました。

○三上部会長代理
続いて、議題（２）「その他」ですが、事務局から、何か説明事項等ありますか。

○安積賃金室長
特にございません。

○三上部会長代理
本日の審議は以上となります。最後に、一言お伝えさせていただきたいと思います。
７月 13 日に兵庫労働局長から必要性の有無についての諮問がなされてから、本日まで、この専門部会の各委員の皆様とこの兵庫県輸送用機械器具製造業にかかる必要性の有無及び金額改正についての審議を重ねてきました。

その結果、全会一致での結審に至ることができました。
委員皆様の御努力と審議会運営に対する御協力につきまして御礼を申し上げます。
ありがとうございました。

○各委員
ありがとうございました。

○三上部会長代理
それでは、これで、今年の兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会は終了といたします。
お疲れ様でした。

○各委員
ありがとうございました。

三上　喜美男

圓行　弘幸

伊藤　敦